

邑南町 不育症治療費助成のご案内



令和7年4月から不育症治療にかかる費用の一部を助成しています。

＜邑南町の助成内容＞

邑南町では、不育症治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、以下のとおり助成を行います。

不育症治療費助成

＜助成対象者＞ 次の要件をすべて満たす夫婦

- ・夫婦のどちらかが、邑南町内に住所があること(事実婚も含む)
- ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、または扶養者であること
- ・流産(習慣流産を含む)または死産の既往があることにより、専門医に診断され、その治療を受けている
ただし、人工妊娠中絶は除く

＜助成額＞ **上限 10 万円／1治療期間**

不育症治療に要した治療で医師が認めた治療の自己負担額

※不育症の診断のための検査及び治療効果を確認するための検査等を含みます

※先進医療として告示されている不育症検査を実施された場合は、島根県が検査に要する費用の一部を助成します

助成パターン(保険診療の場合) 邑南町の助成対象...

保険(7割)

自己負担(3割)

※3割の自己負担額のうち、
高額療養費適用部分または
付加給付を除いた額について
助成します。

助成パターン(保険外診療の場合) 邑南町の助成対象...

自己負担(10割)

＜助成期間＞

令和7年4月1日以降に受診された不育症治療

＜申請書類＞ 治療の終了した日の属する月の末日から1年以内に提出してください。

- ・不妊治療費等助成申請書
- ・不育症治療医療機関証明書
- ※自己の都合により複数の医療機関に受診する場合には、それぞれの医療機関の医師の証明書が必要
- ・不育症治療等に要した費用の領収書(原本)及び診療明細書
- ・夫婦の社会保険法各法の規定に基づく被保険者、組合員、被扶養者であることを証する書類の写し
- ・夫婦それぞれの戸籍謄本と事実婚関係に関する申立書 ※事実婚の場合に限る

申請・お問合せ先

邑南町役場 保健課(瑞穂支所内)

〒696-0393 島根県邑智郡邑南町淀原153-1 TEL:0855-83-1123 IP:050-5207-5002

※申請は役場窓口を持参または郵送で受け付けています。

持参される場合は本庁医療福祉政策課(子どもまると相談室)、または羽須美支所(窓口係)でも受け付けています。